

事務連絡  
令和7年3月31日

各（都道府県  
市町村  
特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

### 縁故者情報の事前把握に関する事例調査の結果の送付等について

死亡者の縁故者が不在の墳墓（以下「無縁墳墓」といいます。）に関しては、近年、その管理の不十分さによる墓地経営への支障を懸念する指摘がされているところ、無縁墳墓の発生を抑止するには、墓地使用者以外の縁故者についてもその連絡先等の情報をあらかじめ把握しておくなどの取組が有効であると考えられるところです。

今般、全国の自治体及び一定の民営墓地を対象に、令和6年度厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」において実施されたアンケートにより、墓地において死亡者の縁故者に係る情報をあらかじめ把握することとしている事例の調査が行われたところ、同研究の研究代表者（公益社団法人全日本墓園協会主管研究員・横田睦氏）の協力を得て、その結果を別添のとおりまとめましたので、公営墓地の経営や民営墓地の指導等の参考に願います。

なお、無縁墳墓に関しては、その解消のために改葬の手続を行おうとしても、墓所内に設置された墓石等の工作物の取扱いに墓地経営者等が苦慮する旨の指摘もされているところです。この点については、墓地の使用許可をし、又は使用契約を締結するに当たっては、あらかじめその取扱いを墓地の使用規則や使用契約において定めておくということが有用と考えられますので、その旨申し添えます。

# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

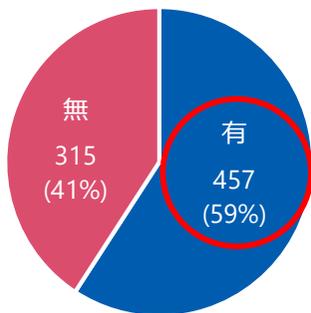
別添

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

- 令和6年度厚生労働科学特別研究事業において、自治体・一定の民営墓地を対象に、公営墓地・民営墓地における無縁改葬の実施状況等に関するアンケート調査を実施。同調査の中で、**縁故者に係る情報を事前に把握している事例**を収集。
- 調査時期：令和6年9月～10月
- 調査対象：（公営墓地）全国の自治体（都道府県・市町村・特別区） 1,788団体  
（民営墓地）公益社団法人全日本墓園協会において把握している1ha以上の大規模な墓地 695か所
- 回答者数：（公営墓地）772団体 ※回答率：43.2%（=772団体／1,788団体）  
（民営墓地）103か所 ※回答率：14.8%（=103か所／695か所）

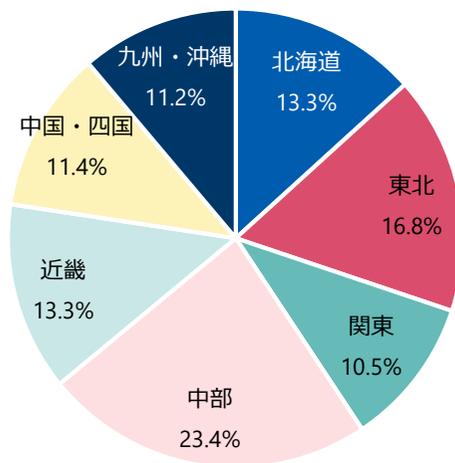
## 回答者の状況

公営墓地の有無



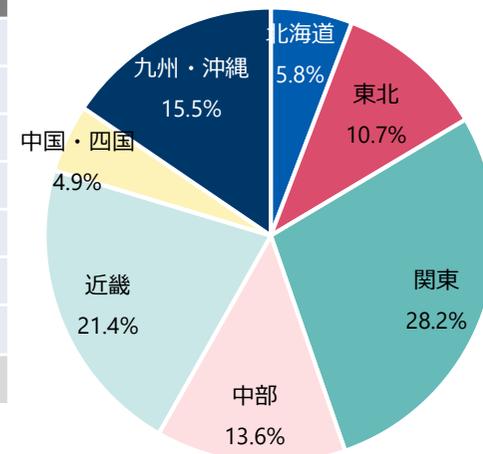
### 「自治体」

地域	回答数
北海道	61
東北	77
関東	48
中部	107
近畿	61
中国・四国	52
九州・沖縄	51
合計	457



### 「民営墓地」

地域	回答数
北海道	6
東北	11
関東	29
中部	14
近畿	22
中国・四国	5
九州・沖縄	16
合計	103



# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

## 1 縁故者に係る情報の事前把握の有無

### 「自治体」

区分	回答数
事前に把握している	56
事前に把握していない	377
無回答	24
合計	457

### 「民営墓地」

区分	回答数
事前に把握している	58
事前に把握していない	43
無回答	2
合計	103

## 2 縁故者に係る情報の事前把握の方法（複数回答）

### 「自治体」

区分	回答数
使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている	20
使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている	15
その他	26

### 「民営墓地」

区分	回答数
使用時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている	42
使用時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている	9
その他	22

「その他」として、

- ・ 承継（名義変更）の手続の際に、申請書に記載等させる
- ・ 戸籍謄本や住民票の写しを提出させる
- ・ 年に一度調査を行う
- ・ 会報誌送付の際に確認する

といった事例等が見られた。

# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

## 3 縁故者に係る情報の事前把握をするようになった理由（複数回答）

### 「自治体」

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納された際、 使用者に督促をしようとしても 連絡不能ということがあったため	24
地震、台風等の災害により墓地が被災した 際に連絡をとれない使用者がいたため	3
特に何かがあったわけではないが、 把握しておくのが有益と考えたため	14
その他	19

### 「民営墓地」

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納された際、 使用者に督促をしようとしても 連絡不能ということがあったため	46
地震、台風等の災害により墓地が被災した 際に連絡をとれない使用者がいたため	11
特に何かがあったわけではないが、 把握しておくのが有益と考えたため	24
その他	10

「その他」として、

- ・ 墓地使用者の死去後の承継関係把握のため
- ・ 従来徴していなかった管理料の徴収に向け使用者確認を行っていた際に、  
無縁化防止の必要性を感じたため

といった回答等が見られた。

# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

## 4 「縁故者」として扱う範囲（複数回答）

### ≪自治体≫

区分	回答数
直系血族	2 (※)
直系姻族	0
傍系血族	0
傍系姻族	0
範囲に限定は設けていない	40
その他	13

※ 親等の範囲については、3親等とする回答があったほかは無回答。

### ≪民営墓地≫

区分	回答数
直系血族	14 (※)
直系姻族	6 (※)
傍系血族	3 (※)
傍系姻族	3 (※)
範囲に限定は設けていない	41
その他	10

※ 親等の範囲について、直系血族は1～6親等のいずれか、直系姻族は2～3親等のいずれか、傍系血族・傍系姻族は2親等と、回答は様々であったが、無回答もあった。

「その他」として、

- ・ 当該市町村で住民登録がされている者
- ・ 当該市町村内在住で生計を別にしていない者
- ・ 祭祀承継者となる者

といった限定を設けている事例等が見られた。

## 5 把握する縁故者の人数

### ≪自治体≫

区分	回答数
1名分	30
2名分	4
3名分	1
13名分	1
その他	11

### ≪民営墓地≫

区分	回答数
1名分	32
1～2名分	6
2名分	7
2～3名分	1
4名分	1
直系1親等	1
その他	5

「その他」として、

- ・ 人数は決めていない
  - ・ 使用者の世帯員数分とする
- といった事例等が見られた。

# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

## 6 縁故者について把握対象としている情報（複数回答）

### ≪自治体≫

区分	回答数
氏名	52
居住地	49
本籍地	21
電話連絡先	40
メールアドレス	2
勤務先	1
勤務先連絡先	1
使用者との続柄・関係	40
その他	5

### ≪民営墓地≫

区分	回答数
氏名	54
居住地	54
本籍地	7
電話連絡先	51
メールアドレス	3
勤務先	2
勤務先連絡先	2
使用者との続柄・関係	40
その他	4

「その他」として、「生年月日」の情報を把握している事例等が見られた。

## 7 事前把握した情報の更新（複数回答）

### ≪自治体≫

区分	回答数
定期的に変更の有無を確認している	2 (※)
使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している	26
使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない	27
その他	3

### ≪民営墓地≫

区分	回答数
定期的に変更の有無を確認している	7 (※)
使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している	41
使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない	22
その他	4

「その他」として、  
・不定期だが通知を送信し確認  
・使用者調査を実施  
といった事例等が見られた。

※ 頻度等については、「未定」とする回答があった場合は無回答。

※ 頻度等については、  
・ 年1回  
・ 法要時、納骨時、受付時、承継手続時  
・ 来苑時  
等の回答があった。

# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

## 8 事前把握に当たって留意している点 (複数回答)

### ≪自治体≫

区分	回答数
縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている	17
(使用者らが記載する場合) 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している	16
縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている	4
記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている	5
記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類 (の写し) の添付を必要としている	10
その他	13

### ≪民営墓地≫

区分	回答数
縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている	20
(使用者らが記載する場合) 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している	20
縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている	4
記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている	12
記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類 (の写し) の添付を必要としている	3
その他	7

「その他」として、

- ・ 戸籍謄本や住民票の写しを提出させる
- ・ 使用者より下の世代、最低でも同世代の者の情報を提供してもらう
- ・ 同居人以外の連絡先を記入してもらう

といった事例等が見られた。

# 縁故者情報の事前把握に関する事例調査 結果の概要

厚生労働科学特別研究事業「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」より

## 9 縁故者に係る情報の事前把握により得られた効果 (複数回答)

### 《自治体》

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した	28
地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた	5
その他	19

### 《民営墓地》

区分	回答数
いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した	48
地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた	10
その他	11

「その他」として、

- ・ 承継時の案内・手続がスムーズにできた
  - ・ 連絡事項が発生した場合に有用であった
  - ・ 墓地の管理に問題が生じた際に、早急な対応ができた
- といった事例等が見られた。